22神広監第11号 平成22年7月26日

神奈川県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 服 部 信 明 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 森 高繁

監查委員 浅野 文直

平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する第23 3条第2項の規定により審査に付された平成21年度神奈川県後期高齢者医療 広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政 令で定める書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出す る。

平成21年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計・後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算審査意見書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の対象

- (1) 一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- (2) 一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- (3) 一般会計・後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書
- (4) 財産に関する調書

第2 審査の期間

平成22年6月1日から平成22年7月26日まで

第3 審査の方法

平成21年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の審査に当たっては、監査実施計画書に基づき、決算計数が正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかといった点を検証するため、関係帳票類との照合等を行うとともに、必要に応じて関係職員に資料提出や説明を求め、さらに例月現金出納検査の提出資料も参考にして審査した。

第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及 び財産に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められた。

歳入歳出予算の執行は、全体としては適正かつ効率的に施行されていると認められた。

第5 審査の概要

1 歳入歳出決算書及び同事項別明細書の審査

(1) 総括

ア 決算状況

平成21年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位:円)

区分		予算現額	歳入	歳出	歳入歳出差引額
	総額	626,769,522,000	573,526,974,783	557,676,387,373	15,850,587,410
内	一般会計	2,422,720,000	2,409,326,904	2,048,428,410	360,898,494
訳	後期高齢者 医療特別会計	624,346,802,000	571,117,647,879	555,627,958,963	15,489,688,916

本年度は、予算現額 626,769,522,000円に対し

歳 入 573,526,974,783円 (予算現額に対する割合 91.51%)

歳 出 557,676,387,373円 (予算現額に対する割合 88.98%)

差引額は 15,850,587,410円 である。

イ 前年度との比較

決算収支の前年度との比較は、次表のとおりである。

決算収支年度別比較表

(単位:円・%)

	区分	平成21年度	平成20年度	増減額	増減率
	歳入	573,526,974,783	481,118,727,165	92,408,247,618	19.21
歳出		557,676,387,373	473,121,924,645	84,554,462,728	17.87
歳	入歳出差引額 A	15,850,587,410	7,996,802,520	7,853,784,890	98.21
内	一般会計	360,898,494	592,170,556	△ 231,272,062	\triangle 39.05
訳	後期高齢者医療 特別会計	15,489,688,916	7,404,631,964	8,085,056,952	109.19
32	年度に繰り越すべき 財源 B	0	4,100,000	△ 4,100,000	皆減
内	一般会計	0	4,100,000	△ 4,100,000	皆減
訳	後期高齢者医療 特別会計	0	0	0	-
	実質収支 C(=A-B)	15,850,587,410	7,992,702,520	7,857,884,890	98.31
	単年度収支 C-(前年度C)	7,857,884,890	7,801,924,626	55,960,264	0.72

(注) 増減率については、小数第3位を四捨五入している。

決算額を前年度と比較すると、歳入額は92,408,247,618円(19.21%)の増、歳出額は84,554,462,728円(17.87%)の増であった。

一般会計と後期高齢者医療特別会計を合わせた歳入歳出差引額は15,850,587,410円で、翌年度に繰り越すべき財源がないため、実質収支も同額となっている。

なお、この中には前年度の繰越額 7,992,702,520円が含まれており、これを差し引いた 単年度収支は 7,857,884,890円となっている。

(2) 一般会計

ア 歳入

計

2, 422, 720, 000

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

予算現額と収入済 不納 収入済額 収入率 未済 区 予算現額 A 分 調定額 B 収入済額 C 額との比較 欠損 に係る C/A C - A構成比 額 В-С 分担金及び 1,644,157,000 1, 635, 358, 814 1, 635, 358, 814 \triangle 8, 798, 186 99.46 67.88 繰入金 0 0 100.52 18, 241, 000 18, 335, 064 18, 335, 064 94,064 0.76 599, 270, 556 繰 越 金 599, 270, 000 599, 270, 556 556 0 0 100.00 24.87 諸収入 201,000 449, 470 449, 470 248, 470 0 223.62 0.02 国庫支出金 160, 851, 000 155, 913, 000 155, 913, 000 96.93 △ 4, 938, 000 0 0 6.47

2, 409, 326, 904

 \triangle 13, 393, 096

(単位:円・%)

0

99.45

100.00

2, 409, 326, 904

収入済額は、2,409,326,904円であり、前年度の2,534,946,195円に比べ、125,619,291円 (4.96%)の減であった。収入済額が減少した主な理由としては、繰越金が408,492,662円 増加したことなどにより、分担金及び負担金(市町村からの事務費負担金)が491,704,292円減少したためである。

予算現額(2,422,720,000円)に対する収入率は99.45%である。

また、収入未済額及び不納欠損額は 0円である。

⁽注) 収入率及び収入済額に係る構成比については、小数第3位を四捨五入している。

イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位:円・%)

区分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A- (B+C)	執行率 B/A	支出済額 に係る 構成比
議会費	1, 642, 000	1, 236, 372	0	405, 628	75. 30	0.06
総務費	2, 400, 961, 000	2, 037, 075, 038	0	363, 885, 962	84. 84	99. 45
予備費	10, 000, 000	0	0	10, 000, 000	0.00	0.00
民 生 費	10, 117, 000	10, 117, 000	0	0	100.00	0. 49
計	2, 422, 720, 000	2, 048, 428, 410	0	374, 291, 590	84. 55	100.00

⁽注) 執行率及び支出済額に係る構成比については、小数第3位を四捨五入している。

支出済額は、2,048,428,410円であり、前年度の1,942,775,639円に比べ、105,652,771円 (5.44%) の増であった。支出済額が増加した主な理由としては、総務費が95,124,124 円増加したことと、特別会計に繰り出すため民生費として10,117,000円を支出したためである。

予算現額 (2,422,720,000円) に対する執行率は84.55%であり、翌年度に繰り越すべき額は0円であったため、374,291,590円が不用額となった。

総務費の主な内訳は、電算システム関係費 862,338,824円、高齢者医療関係費 689,190,273 円、広域連合事業費負担金 411,491,163円であり、これらで総務費の 96.36%を占めている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

ア歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

区分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と収入済額 との比較 C-A	収入未済 額 B-C	不納欠損額	C/A	収入済 額に係 る 構成比
市町村 支出金	117, 721, 728, 000	108, 094, 714, 163	108, 094, 714, 163	△ 9, 627, 013, 837	0	0	91. 82	18. 93
国庫 支出金	164, 185, 012, 000	161, 840, 429, 419	161, 840, 429, 419	△ 2, 344, 582, 581	0	0	98. 57	28. 34
県支出金	46, 380, 055, 000	40, 791, 803, 000	40, 791, 803, 000	△ 5, 588, 252, 000	0	0	87. 95	7. 14
支払基金 交付金	279, 807, 612, 000	244, 448, 723, 000	244, 448, 723, 000	△ 35, 358, 889, 000	0	0	87. 36	42.80
特別高額医療費 共同事業交付金	42, 114, 000	86, 256, 893	86, 256, 893	44, 142, 893	0	0	204. 82	0.02
財産収入	9, 298, 000	907, 508	907, 508	△ 8, 390, 492	0	0	9. 76	0.00
繰入金	8, 732, 348, 000	8, 018, 715, 400	8, 018, 715, 400	△ 713, 632, 600	0	0	91. 83	1.40
繰越金	7, 404, 631, 000	7, 404, 631, 964	7, 404, 631, 964	964	0	0	100.00	1. 30
県財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	△ 1,000	0	0	0.00	0.00
諸収入	64, 003, 000	431, 546, 672	431, 466, 532	367, 463, 532	80, 140	0	674. 13	0.08
計	624, 346, 802, 000	571, 117, 728, 019	571, 117, 647, 879	△ 53, 229, 154, 121	80, 140	0	91. 47	100.00

(単位:円・%)

収入済額は、571,117,647,879円であり、前年度の478,583,780,970円に比べ、92,533,866,909円(19.33%)の増であった。収入済額が増加した主な理由としては、療養給付費負担金をはじめとする国・県・市町村・支払基金からの支出金等が77,430,340,000円増えたこと、基金からの繰入金が7,412,715,400円増えたこと、前年度からの繰越金が新たに7,404,631,964円発生したことなどのためである。

予算現額(624,346,802,000円)に対する収入率は91.47%である。

収入未済額は 80,140円であり、これは雑入(第三者納付金及び返納金等)において発生している。不納欠損額は 0円である。

⁽注) 収入率及び収入済額に係る構成比については、小数第3位を四捨五入しています。また、端数調整していないため、 合計等と一致しない場合がある。

イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

					\		
区	分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 С	不 用 額 A- (B+C)	執行率 B/A	支出済額 に係る 構成比
保険約	給付費	610, 507, 643, 000	542, 373, 373, 081	0	68, 134, 269, 919	88. 84	97. 61
	安定化 出金		472, 507, 000	0	27, 702, 000	94. 46	0.09
	額医療費業拠出金		72, 570, 488	0	111, 325, 512	39. 46	0. 01
保健事	事 業 費	991, 551, 000	697, 291, 485	0	294, 259, 515	70. 32	0. 13
基金和	漬 立 金	6, 985, 324, 000	6, 976, 957, 291	0	8, 366, 709	99. 88	1. 26
公	漬 費	64, 000, 000	0	0	64, 000, 000	0.00	0.00
諸支	出 金	5, 114, 179, 000	5, 035, 259, 618	0	78, 919, 382	98. 46	0. 91
	計	624, 346, 802, 000	555, 627, 958, 963	0	68, 718, 843, 037	88. 99	100.00

(単位:円・%)

支出済額は、555,627,958,963円であり、前年度の471,179,149,006円に比べ、84,448,809,957円(17.92%)の増であった。支出済額が増加した主な理由としては、基金積立金が748,855,470円減額したものの、保険給付費が80,140,007,810円増加したことと、諸支出金(国等への償還、保険料還付、高額療養費特別支給金)として新たに5,035,259,618円支出したためである。

予算現額(624,346,802,000円)に対する執行率は88.99%であり、翌年度に繰り越すべき額は0円であったため、68,718,843,037円が不用額となった。

保険給付費の内訳は、療養給付費等 (療養給付費、療養費等、高額療養費) 538,277,376,348 円、審査支払手数料 2,250,196,733円、葬祭費 1,845,800,000円である。

⁽注) 執行率及び支出済額に係る構成比については、小数第3位を四捨五入しています。また、端数調整していないため、 合計等と一致しない場合がある。

2 実質収支に関する調書の審査

(1) 様式及び計数の審査

審査に付された実質収支に関する調書は、適法に作成されており、記載された金額は 正確であると認められた。

ア 一般会計

実 質 収 支 額

(単位:千円)

歳入歳出差引額	翌年	度に繰り越すべき則	オ源 B	実質収支額
(形式収支)	継続費	繰越明許費	事故繰越し	A – R
A	逓次繰越額	繰越額	繰越額	TT B
360, 897	0	0	0	360, 897

イ 後期高齢者医療特別会計

実 質 収 支 額

(単位:千円)

歳入歳出差引額	翌年	度に繰り越すべき則	オ源 B	力能加土坡
(形式収支) A	継 続 費 逓次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	実質収支額 A-B
15, 489, 688	0	0	0	15, 489, 688

⁽注) 「歳入歳出差引額(形式収支)」の額は、千円未満の端数を切り捨てた歳入総額と千円未満の端数を切り上げた歳出総額の差を記載している。

(2) 繰越しの適否及び繰越財源の確認

予算の繰越しはない。

3 財産に関する調書の審査

広域連合事務局において、平成21年度中に公有財産、1,000万円以上の物品及び債権 の取得はなかったため、該当する財産はない。

基金のうち、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金は、後期高齢者医療特定期間内の財政の均衡を図るために設置されたものである。平成21年度末の現在高は3,449,907,000円となっている。

一方、後期高齢者医療制度臨時特例基金は、被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者の保険料減額、後期高齢者医療制度に関する説明会の開催及び周知広報並びにきめ細やかな相談を実施するための体制整備を行い、制度の円滑な運営を図ることを目的とするものである。平成21年度末の現在高は4,095,002,464円となっている。

後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金

区	分	平成20年度末 現在高 A	決算年月	決算年度中増減額 B	
		(H21. 3. 31現在)	積立額	取崩額	(H22. 3. 31現在)
現	金	5 222 018 000		3, 111, 000	3, 449, 907, 000
坑	並	5, 233, 018, 000	3, 449, 912, 734	△ 5, 233, 023, 734	

後期高齢者医療制度臨時特例基金

区	分	平成20年度末 現在高 A (H21.3.31現在)	決算年度中増減額 B		平成21年度末 現在高 A+B
		(日21.3.31 現任)	積立額	取崩額	(H22. 3. 31現在)
現	金	3, 342, 850, 811		151, 653	4, 095, 002, 464
坑	並.	3, 342, 830, 811	3, 527, 726, 319	△ 2, 775, 574, 666	

意見

平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計における決算審査の状況については以上のとおりである。

後期高齢者医療制度については、平成24年度末に廃止して新たな高齢者医療制度に移行する方針が示されたところであるが、その間の対応として、国は被保険者に不安や混乱を生じさせることがないよう可能な限り保険料の増加を抑え、保険料負担の軽減策を継続し、また高額療養費特別支給金の支給など現行制度における課題の解消を図るなどの取り組みを行っている。

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、市町村と連携を図りながら、こうした施策を受けて、制度の周知や問い合わせに的確に対応するとともに、制度の 円滑な運営に向けて取り組んできたところである。

平成21年度決算に係る審査を行った結果、広域連合事務局は所管の事務事業について法令等を遵守し、全体としては適正かつ効率的に処理されていると認められた。

会計別に見てみると、一般会計においては、3億6千万円余の歳入歳出差引 残額を計上している。これは、市町村からの分担金及び負担金などを当初の見 込みどおりに収入し、歳出については、一般競争入札の導入など事務的経費の 効率的な執行に努めた結果、総務費の高齢者医療関係費などが見込みを下回っ たことなどによるものである。

後期高齢者医療特別会計においては、154億円余の歳入歳出差引残額を計上している。これは歳入において前年度と同様、老人保健制度時代の実績に基づき算定した療養給付費に対応するための予算を計上した一方で、歳出については、被保険者数や一人当たり医療費が前年度に引き続き見込みほど伸びなかったことにより療養給付費等が予算額を下回ったためである。

予算額とその執行額に乖離が生じたということについては、国県等からの負担金収入について概算による交付決定がなされるという後期高齢者医療制度の 財政の仕組み上、やむを得ない部分もあったと認められるところである。

今後、予算編成を行う際には、限りある財源を有効に活用するとともに、より一層事務の効率化を進め、規律ある財政運営に努められたい。